

議員提出議案第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和元年10月9日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎地域は、人口減少・高齢化を背景とした地域の後継者の不足に加え、産業基盤の弱さ、生活環境整備の立ち遅れ等により、地域にあった特別な資源の活用や特色が薄れてきているなど、その自立が危ぶまれている地域であり、鳥取県内では、1市11町の14地域が指定されている。

これまでの過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、当県の過疎地域においても、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が有している機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣